

財政援助団体等監査の結果に基づき講じた措置の内容の公表について

監査の結果に基づき講じた措置の内容について通知があったので、地方自治法第199条第14項及び八尾市監査基準第17条の規定により当該措置の内容を次のとおり公表します。

令和6年3月4日

八尾市監査委員	吉川 慎一郎
同	八百 康子
同	南方 武
同	松田 憲幸

記

1 措置の内容の通知

令和2年度財政援助団体等監査の結果に対する措置

令和6年2月22日付け 八魅観第449号

一般社団法人八尾市観光協会

2 問合せ先

八尾市本町一丁目1番1号

八尾市監査事務局

電話番号 072-924-3896（直通）

3 その他

措置の内容については、市役所本館3階の情報公開室及び八尾市ホームページでも閲覧できます。

令和2年度財政援助団体等監査の結果に対する措置の内容
 一般社団法人八尾市観光協会

指摘事項	本通知時までに講じた措置又は改善方針等	R5.2.20までの取組等の内容
<p>2 損益計算書の内訳について</p> <p>損益計算書において、市受託事業であるふるさと納税事業の収入については、ふるさと納税事業収入と市事業受託金収入とに分けられており、支出については、人件費等の手数料分に見合う間接経費が受託事業費として計上されていないので、事業に対する収支を明らかにするよう企業会計原則に基づき事務処理を改められたい。</p>	<p>措置状況</p> <p>2. 措置予定</p> <p>令和5年度決算において、収支決算報告書の受託事業費に人件費等の間接経費を計上する等、事業に対する収支を明確にする予定です。</p>	<p>措置状況</p> <p>2. 措置予定</p> <p>令和4年度当初の市への補助金申請時には、直接事業費とは別にふるさと納税事業費として返礼品費、人件費を計上しており、損益計算書についても同様に人件費等の間接経費を計上し、事業に対する収支を明確にするよう、引き続き、税理士も含めて協議を進めていきます。</p>